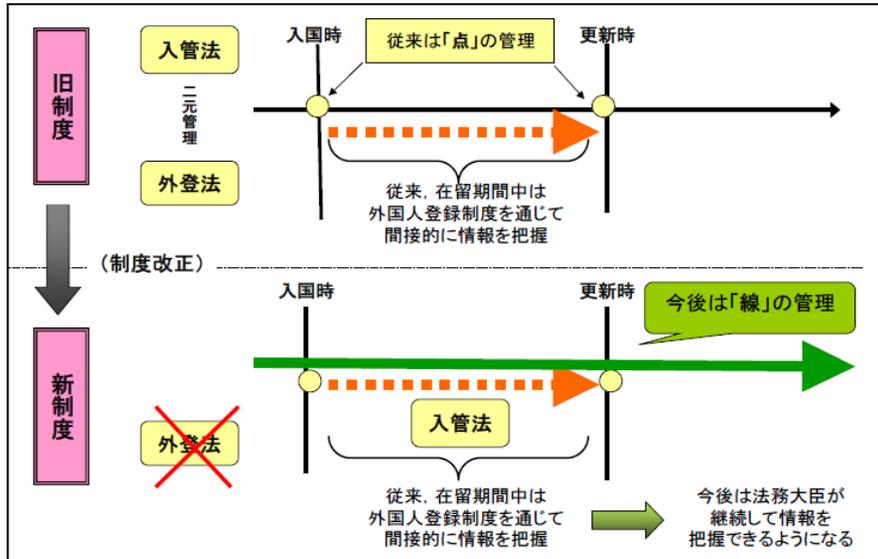




在留管理について

平成29年6月
法務省入国管理局

1 改正の経緯



2 旧制度の問題点

【我が国の国際化の進展】

- 新規入国者の増加 (H2年 293万人 → H22年 792万人)
- 外国人の構成の多様化
- 不法残留者の存在 (不法残留者の存在 H23年1月8万人)

安定した生活基盤のない外国人が転職・転居を繰り返すケースが増加

【旧制度における問題点】

- 外国人登録の情報について法務省に調査権がない
- 在留期間の途中における事情変更について法務省に届け出る義務がない
- 外登法上の申請義務違反が入管法上の処分と結びついていない
- 不法滞在者にも外登証が交付されている

その結果…

外国人の居住状況が正確に把握されていない！(外登上の情報と実態が乖離)

- 国民健康保険証の未回収
- 児童手当の過払い
- 不就学問題への対策困難
- 不法滞在者、不法就労者への対策が不十分

旧制度では、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)と外国人登録法による二元的管理を行っていたが、上記2のような問題点があったため、平成21年に「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)」の改正が行われ、入管法による管理に一本化し、適法に我が国に在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ることとした。

在留管理制度は、平成24年7月9日施行

在留管理制度の対象(入管法19条の3)

在留管理制度の対象は、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人(以下「**中長期在留者**」という。)で、次の①から⑥のいずれにもあてはまらない者

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令※で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

※ 法務省令には、「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会(旧:亜東関係協会)の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族が定められている。

在留カード

中長期在留者には在留カードが交付される

(参考)特別永住者証明書

表面

裏面

特別永住者は在留管理制度の対象外であるが、外国人登録法が廃止されたことに伴って特別永住者証明書を交付することとした

在留カードとは

中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付される。在留カードには、身分事項、在留資格、在留期間(満了日)、就労の可否など、法務大臣が把握する情報の重要部分が記載されているほか、偽変造防止対策の一つとしてICチップが搭載されており、カード券面に記載された事項の全部又は一部が記録される。

在留カードの記載事項(入管法19条の4)

・氏名

※原則として、旅券のローマ字氏名で表記されるが、申出により漢字氏名も併記可能。氏名表記の漢字は、法務省告示で定める正字の範囲(漢字氏名を証明する資料が必要) 通称名は記載されない(特別永住者証明書も同様)

・生年月日、性別、国籍・地域

・住居地

・在留資格

・在留カード番号



・許可の種類
・許可年月日
・交付年月日
・在留期間及び在留期間の満了日

・就労制限の有無

・資格外活動許可の概要

・在留カードの有効期間の満了日

在留カードに使う正字は、入国管理局ホームページで確認できる



・在留期間更新許可申請中又は在留資格変更許可申請中であることを記載

(参考) 特別永住者証明書の記載事項(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第8条)

・氏名

※原則として、旅券のローマ字氏名で表記されるが、申出により漢字氏名も併記可能。氏名表記の漢字は、法務省告示で定める正字の範囲(漢字氏名を証明する資料が必要)通称名は記載されない

・生年月日, 性別, 国籍・地域

・住居地

・特別永住者証明書番号



特別永住者証明書には、必要最小限の情報を記載

・特別永住者証明書の有効期間の満了日

・交付年月日(市区町村において交付時に記載)

在留カード等の見方を公開

入国管理局のホームページで在留カード等の番号で失効情報を検索できるほか、在留カード等に施されている偽変造防止のための仕様も公開し、偽変造在留カードを行使した不法就労や犯罪の抑止に努めている。

在留カード等番号の失効情報提供について



在留カードの有効期間(入管法19条の5)

在留資格	年齢	有効期間の満了日
永住者	16歳以上	交付の日から7年を経過する日
	16歳未満(注)	16歳の誕生日
高度専門職2号		交付の日から7年を経過する日
上記以外	16歳以上	在留期間の満了日
	16歳未満(注)	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日

(注)16歳未満の中長期在留者及び特別永住者が有効期間満了の日より前の6月の間に在留カード又は特別永住者証明書の有効期間更新申請を行った場合に交付される在留カードの有効期間の満了日は、16歳以上の者と同じ。

参考(特別永住者証明書の有効期間)

	年齢	申請・届出	有効期間の満了日
特別永住者	16歳以上	有効期間の更新申請	申請のときに所持していた特別永住者証明書の有効期間の満了の日後の7回目の誕生日
		住居地以外の記載事項の変更届出 紛失等による再交付申請 汚損等による再交付申請 交換希望による再交付申請	届出又は申請の日後の7回目の誕生日
	16歳未満(注)	有効期間の更新申請以外	16歳の誕生日

入国管理局においては、16歳の誕生日を迎える永住者と特別永住者及びみなし特別永住者証明書の有効期間の満了を迎える16歳以上の特別永住者に対して有効期間更新のお知らせについて個別通知を発送している。

在留カードの有効期間更新(入管法19条の11)

次の期間から在留期間の満了日まで有効期間更新を行わなければならない。

- ・在留期間の満了日が在留期限までとなっている場合を除き、在留カードの有効期間の満了の日の2月前
- ・有効期間の満了の日が16歳の誕生日となっている場合は6月前

みなし在留カード(平成21年改正入管法附則第15条第1項・第2項)

改正法施行の時点で中長期在留者が所持していた外国人登録証明書は、次の一定期間は在留カードとみなされていた(現在、在留カードとみなされるものはない。)

在留資格	年齢※	有効期間
永住者	16歳以上	平成27年7月8日まで
	16歳未満	平成27年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
上記以外の在留資格	16歳以上	在留期間の満了日まで
	16歳未満	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

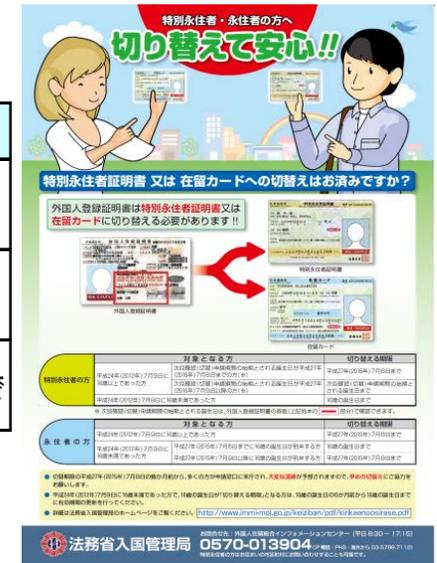
※平成24年7月9日時点

(参考)みなし特別永住者証明書(平成21年改正特例法附則第28条第1項・第2項)

年齢等(注1)	有効期間
16歳未満(注1)の者	16歳の誕生日まで
16歳以上(注1)で、旧外国人登録法上の登録又は最後の確認を受けた日(以下「登録等を受けた日」という。)後の7回目の誕生日(注2)が平成27年7月8日までに到来する者	平成27年7月8日まで
16歳以上(注1)で、登録等を受けた日後の7回目の誕生日(注2)が平成27年7月8日より後に到来する者	左記7回目の誕生日まで

注1・・・平成24年7月9日時点

注2・・・みなし特別永住者証明書に記載されている「次回確認申請期間」の始期の日



特別永住者・永住者の方へ 切り替えて安心!!

特別永住者証明書又は 在留カードへの切り替えはお済みですか?

外国人登録証明書は特別永住者証明書又は 在留カードに切り替える必要があります!!

対象となる方	切り替え有効期間
特別永住者の方 平成24年(2012年)7月9日以前に旧外国人登録法上の登録又は最後の確認を受けた日(以下「登録等を受けた日」という。)後の7回目の誕生日(注2)が平成27年7月8日までに到来する者	平成27年(2015年)7月8日まで
特別永住者の方 平成24年(2012年)7月9日以前に旧外国人登録法上の登録又は最後の確認を受けた日(以下「登録等を受けた日」という。)後の7回目の誕生日(注2)が平成27年7月8日より後に到来する者	平成27年(2015年)7月8日より後の7回目の誕生日まで

注1・・・平成24年7月9日時点
注2・・・みなし特別永住者証明書に記載されている「次回確認申請期間」の始期の日

法務省入国管理局 0570-013904

在留カードの交付(入管法19条の6)

在留カードを交付する場合

- ① 新規上陸許可・・・「上陸許可」を受けて中長期在留者となった場合
- ② 在留に関する許可・・・「在留期間更新許可」「在留資格変更許可」「在留資格取得許可」「永住許可」「在留特別許可」を受けて中長期在留者となった場合
- ③ その他・・・「住居地以外の記載事項変更届出」「有効期間の更新申請(※)」「紛失等による再交付申請」「汚損等による再交付申請」があった場合

(※) 在留カードの有効期間更新申請は、「永住者」若しくは「高度専門職2号」又は在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日とされている中長期在留者が行う。

16歳に満たない中長期在留者(永住者を除く。)が在留カードの有効期間更新申請を行っても、在留期間の満了日は更新されない。

出国前の在留資格及び在留期間が継続しているため、再入国許可による入国では在留カードは交付されない。

- ・ 新たな在留カードの交付
- ・ 古い在留カードの返納

- ・ 新たな在留カードの交付
- ・ 古い在留カードの返納

- ・ 新たな在留カードの交付

・ 新たな在留カードの交付

上陸許可

在留期間更新申請

在留期間更新許可

再入国許可による出
国

再入国許可による上陸

住居地以外の記載事項変更届出

永住許可申請

永住許可

紛失等による再交付申請

在留カードの返納

単純出国

入国

在留中

出国

在留カードの後日交付(入管法19条の6)

成田, 羽田, 中部, 関西, 新千歳, 広島及び福岡空港以外の出入国港においては, 在留カードが即時交付されず, 当該中長期在留者の旅券に, 在留カードを後日交付する旨の記載がなされる。

この場合, 在留カードは, 住居地の届出後に在留カード発行拠点で作成され, 届出のあった住居地宛てに送付される。

在留カード後日交付
Residence card will be issued at a later date
日本国入国審査官
Immigration Inspector, Japan



在留カードの失効(入管法19条の14)及び返納(入管法19条の15)

下記①から⑥の場合は, 在留カードが失効することから, 所持する在留カードを法務大臣に返納しなければならない。

① 中長期在留者でなくなったとき

(在留期間の経過, 3月以下の在留期間への在留資格変更/在留期間更新, 帰化, 日米地位協定該当, 在留資格の取消等)

② 在留カードの有効期間が満了したとき

③ 再入国許可の有効期間内に再入国しなかったとき

④ 単純出国するとき

⑤ 新たな在留カードの交付を受けたとき

⑥ 中長期在留者が死亡したとき

⇒ 14日以内に返納

⇒ 直ちに返納
(※)単純出国の場合, 出入国港において在留カードを返納

⇒ 死亡の日から14日以内に親族又は同居者が返納

★在留カードの返納方法と還付措置について

- ・地方入国管理局に持参 → 原則として還付可能
- ・東京入国管理局在留管理情報部門おだいば分室宛てに郵送 → 還付不可

中長期在留者に関する各種届出

1 住居地に関する届出 **義務** → **罰則規定あり**

住居地を定めた日から14日以内に在留カードを提出の上、市町村の長を通じて法務大臣に届出が必要

- (1) 住居地の届出(入管法第19条の7)
中長期在留者が住居地を定めたとき
- (2) 在留資格変更等に伴う住居地届出(入管法第19条の8)
在留資格変更許可等により新たに中長期在留者となったとき
- (3) 住居地の変更届出(入管法第19条の9)
住居地を変更したとき

2 住居地以外の届出 **義務** → **罰則規定あり**

次の事由が発生した日から14日以内に法務大臣に届出が必要

- (1) 住居地以外の記載事項の変更届出(入管法第19条の10)
在留カードの記載事項のうち、氏名、生年月日、性別、国籍及び地域に変更が生じた場合
- (2) 所属機関等に関する届出(入管法第19条の16)
 - ・活動・契約機関の名称若しくは所在地変更又は消滅
 - ・活動機関からの離脱又は移籍
 - ・契約機関との契約の終了又は新たな契約の締結
 - ・配偶者との離婚又は死別

3 所属機関による届出 **努力義務**

中長期在留者を受け入れている所属機関

- 所属機関からの届出(入管法第19条の17)
 - ・中長期在留者の受入れ開始及び受入れ終了
 - ・雇用対策法第28条第1項の届出を行っている事業主は除く

届出先

市区町村の
窓口で届出

市区町村の
長

伝達

在留カードに住居地記載

入国管理局の窓口で届出

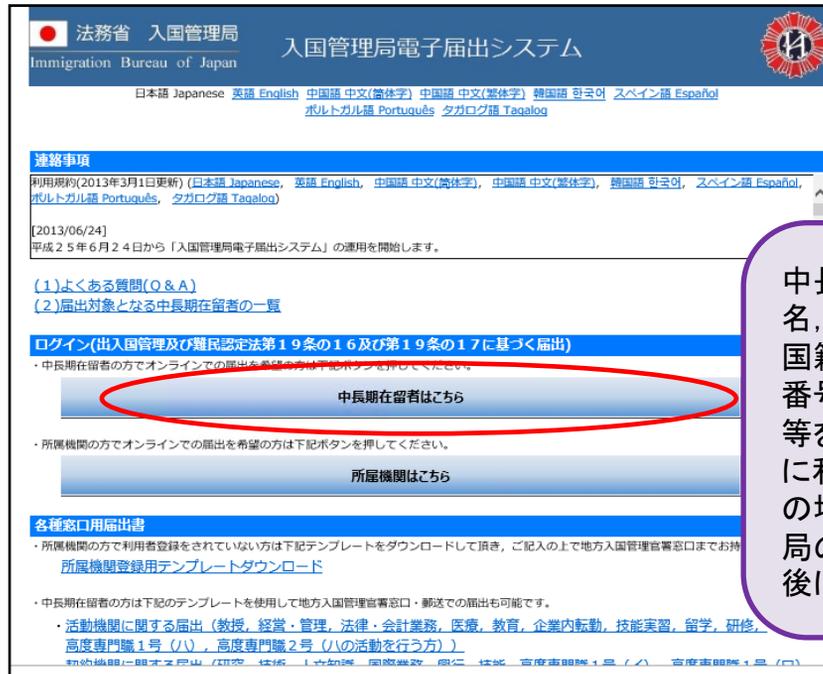
法第19条の16及
び法第19条の17
の届出は郵送、電
子届出も可能

法務大臣

電子届出システム

中長期在留者の在留資格に応じた所属機関や身分関係に変更があった場合の届出、中長期在留者の受入れの開始及び終了に関する所属機関による届出については、平成25年6月24日から、入国管理局電子届出システムの運用を開始し、利便性の向上を図っている。

中長期在留者が電子届出システムを利用する場合



中長期在留者は、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留カード番号、メールアドレス等を登録すれば、すぐに利用可能(所属機関の場合は、入国管理局の窓口で事前登録後に利用可能)

平成28年度の利用率
法19条の16 約12%
法19条の17 約7%



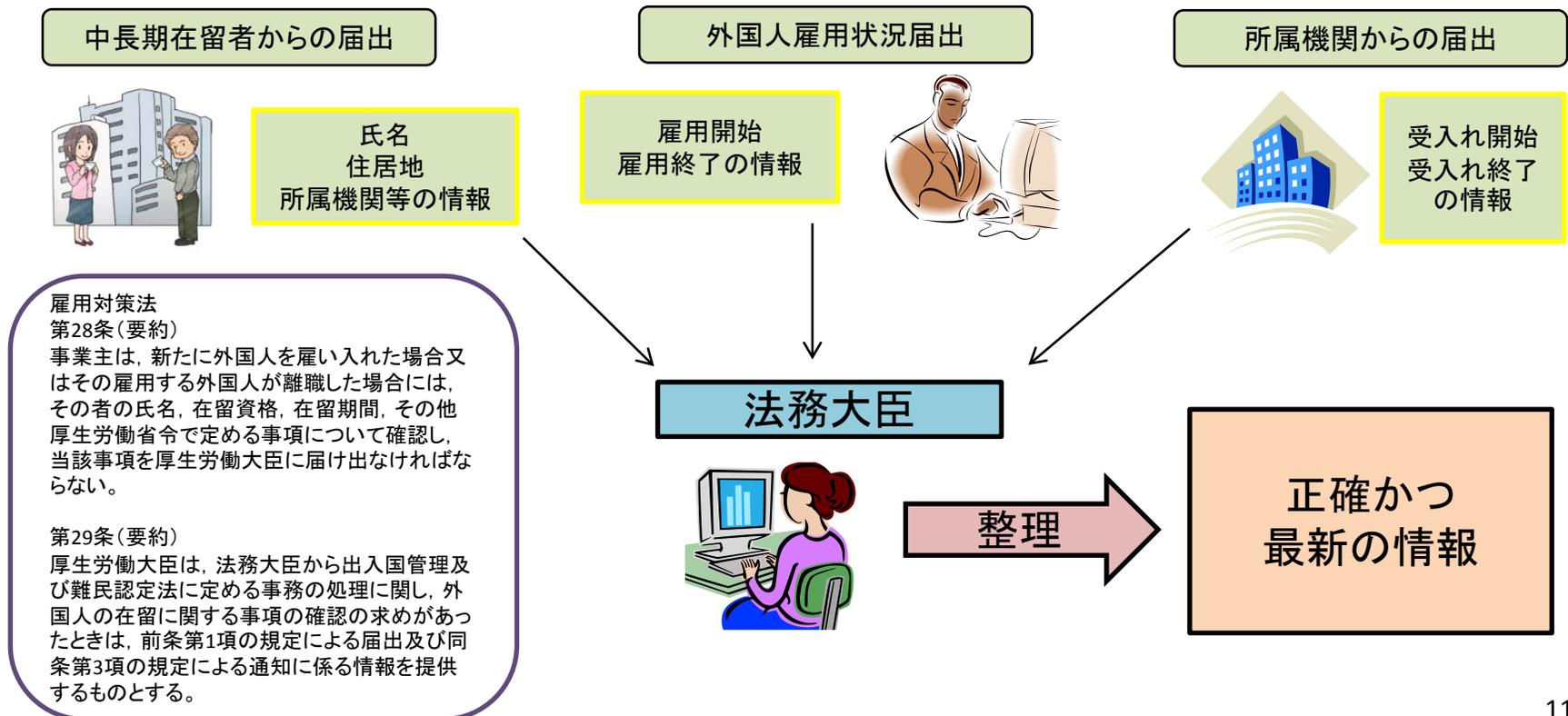
利用率を向上させるためオンライン届出の更なる周知が必要

中長期在留者に関する情報の継続的な把握(入管法19条の18)

入管法第19条の18

法務大臣は、中長期在留者の身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に把握するため、出入国管理及び難民認定法その他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍の属する国、住居地、所属機関その他在留管理に必要な情報を整理しなければならない。

2 法務大臣は前項に規定する情報を正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。



事実の調査(入管法19条の19)

入管法第19条の19

法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

この款の規定とは・・・

入管法第二款「中長期の在留」
19条の3～19条の19

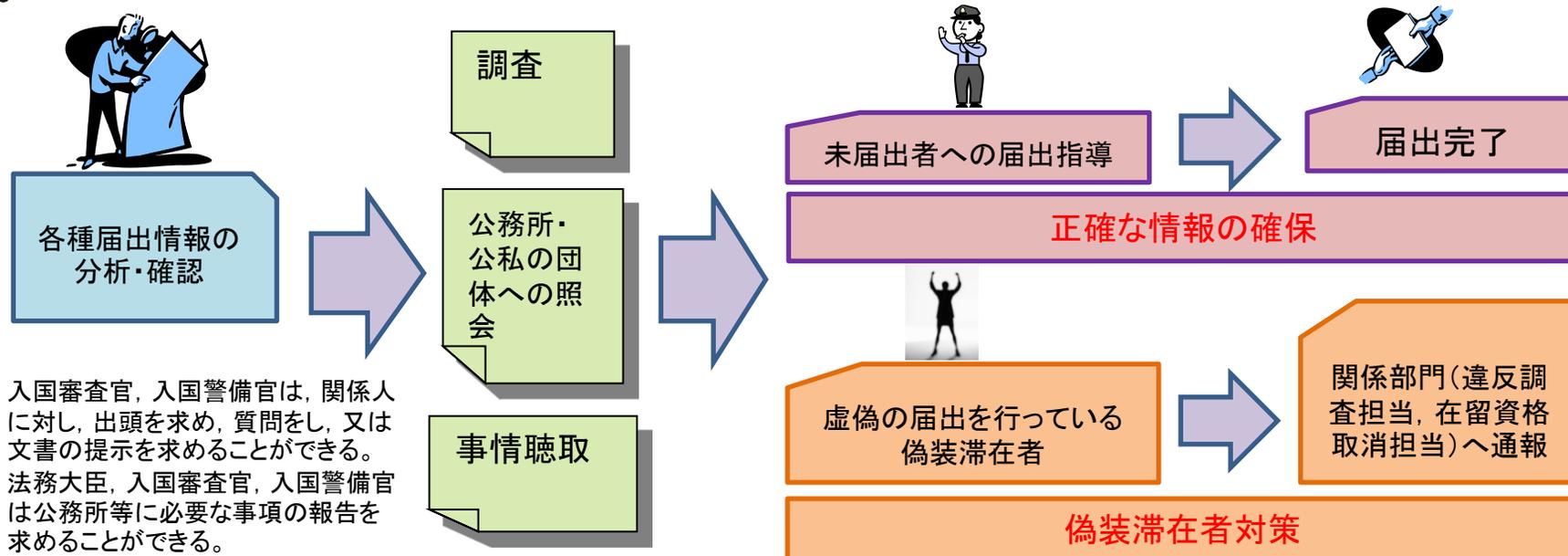
届け出ることとされている事項とは・・・

住居地の届出(法19条の7～9)
氏名、生年月日、性別、国籍・地域(法19条の10)
所属機関等に関する事項(法19条の16)
所属機関による届出(法19条の17)

その職員とは・・・

入国審査官
入国警備官
法務事務官

事実の調査の流れ



市区町村との情報連携(入管法第61条の8の2等)



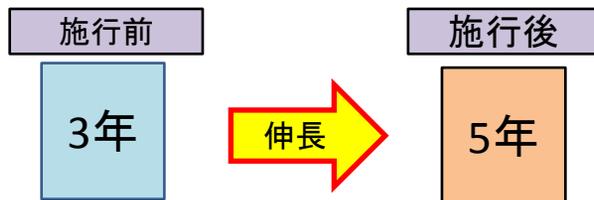
平成21年の入管法改正による在留管理制度の施行に伴って、法務大臣が在留管理に必要な情報を把握できるようになったため、外国人の利便性を向上するための措置がとられた。

在留期間の伸長

在留期間の上限が最長「3年」から「5年」に伸長された。
また、当初から3月以下の在留を予定している場合があることから、「3月」の在留期間を設けた（「3月」の場合は、在留管理制度の対象ではないため、在留カードも交付されない）

再入国許可制度

1 再入国許可の有効期間の伸長



在外公館において最大1年の延長が可能

2 みなし再入国許可制度の設立

有効な旅券及び在留カード（特別永住者証明書）を所持する外国人が、出国する際に1年（特別永住者は2年）以内に再入国する意思表示をして出国する場合は、再入国許可を受ける必要がないというもの

みなし再入国許可は在外公館での延長はできない

平成21年改正入管法については、法案成立時に次のような検討条項が規定された。

附則第60条第3項

法務大臣は、永住者の在留資格をもって在留する外国人のうち特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの観点から、その在留管理の在り方を検討するものとする。

※改正法審議の際の附帯決議

永住者のうち特に我が国への定着性の高い者についての在留管理の在り方の検討に当たっては、その歴史的背景をも踏まえ、在留カードの常時携帯義務及びその義務違反に対する刑事罰の在り方、在留カードの更新等の手続、再入国許可制度等を含め、在留管理全般について広範な検討を行うことについて政府が格段の配慮をすべきである。(平成21年6月19日衆議院法務委員会、平成21年7月7日参議院法務委員会)

附則第61条

政府は、この法律の施行後3年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※新入管法

平成21年改正入管法で規定されている、新しい在留管理制度に関する中長期在留者による住居地の届出等、在留カード記載事項等、中長期在留者に係る事実の調査、みなし再入国許可、在留資格取消事由の追加、住民票の記載等に係る市町村長からの通知、在留資格取消手続における送達、本人出頭義務と代理人による届出等及び罰則の整備等を内容とするもの。

※新特例法

平成21年改正入管法で規定されている、特別永住者証明書の交付等、住居地の届出等、本人の出頭義務と代理人による申請等及び届出等並びに罰則の整備等を内容とするもの。